

熊本県個人情報保護制度審議会次第

日 時：平成29年11月10日(金)

午前10時～正午

場 所：県庁行政棟本館5階審議会室

1 開 会

2 議 事

- (1) 会長選任
- (2) 会長職務代理者指名
- (3) 熊本県個人情報保護条例の一部改正について（諮問）
- (4) その他報告事項

3 閉 会

〈配布資料〉

資料1 熊本県個人情報保護条例の一部改正について（諮問）

1-1 熊本県個人情報保護条例の一部改正（案）について

1-2 新旧対照表

1-3 【参考】個人情報保護条例の見直し等に関するブロック説明会資料

資料2 熊本県個人情報保護条例の運用状況（平成28年度）

資料3 平成29年度熊本県個人情報保護制度審議会開催計画

熊本県個人情報保護制度審議会

配 席 図

日 時：平成29年11月10日(金)

午前10時～正午

場 所：県庁行政棟本館5階審議会室

浪本委員 ○

馬場委員 ○

○金澤委員

○澤田委員

報道機関

事務局

傍聴席

入
口

熊本県個人情報保護制度審議会委員名簿
(第9期：平成29年4月28日～平成31年4月27日)

(五十音順)

| 氏 名 | 現職・主な経歴 | 備 考 |
|---------------|-----------------------|-----|
| かなざわ 金澤 裕子 | 熊本民事調停協会副会長 | |
| さわだ 澤田 道夫 | 熊本県立大学総合管理学部准教授 | |
| そん 孫 寧平 | 熊本高等専門学校人間情報システム工学科教授 | |
| とくむら 徳村 美佳 | 消費者教育NPO法人お金の学校くまもと代表 | |
| なみもと 浪本 浩志 | 熊本学園大学経済学部准教授 | |
| ばば 馬場 啓 | 弁護士 | |

資料 1

熊本県個人情報保護条例の一部改正について（諮問）

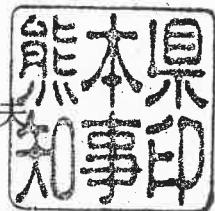
資料 1-1

熊本県個人情報保護条例の一部改正（案）について

県情文第379号
平成29年11月7日

熊本県個人情報保護制度審議会会長様

熊本県知事 蒲島郁夫



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聞く事項について（諮問）
下記の事項について、熊本県個人情報保護条例第35条第2項第3号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

1 濟問事項

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等の改正を踏まえた熊本県個人情報保護条例の一部改正について

2 内容

別紙のとおり



日本語で書かれた
日本語で書かれた数字

（例）夏の夜の月は圓鏡の鏡面に映る

第三回 暑度計大物

（開幕）方へ小一歩進むと、腰を外す。左腰から右腰にかけて、腰帶を取る。左腰から右腰にかけて、腰帶を取る。左腰から右腰にかけて、腰帶を取る。左腰から右腰にかけて、腰帶を取る。左腰から右腰にかけて、腰帶を取る。

（幕）

（終幕）腰帶を取る。左腰から右腰にかけて、腰帶を取る。左腰から右腰にかけて、腰帶を取る。左腰から右腰にかけて、腰帶を取る。左腰から右腰にかけて、腰帶を取る。左腰から右腰にかけて、腰帶を取る。

（幕）
（終幕）



1 個人情報の定義の明確化について

（1）改正の必要性

- ① 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）が改正され、「個人識別符号」の定義を設け、これが含まれる情報は個人情報に当たるとされたことで、国の行政機関における個人情報の定義が明確化された。
- ② 本県の個人情報保護条例（以下「条例」という。）についても、個人情報の定義が明確になることで、保護される情報の範囲が県民等にとってわかりやすくなると考えられることから、行政機関個人情報保護法の一部改正の趣旨を踏まえ、個人情報の定義の明確化を図る必要がある。

（2）改正内容

条例においても、行政機関個人情報保護法と同様の「個人識別符号」の定義を設け、これが含まれる情報は個人情報に当たるとすることで、個人情報の定義を明確化する。

（3）施行期日

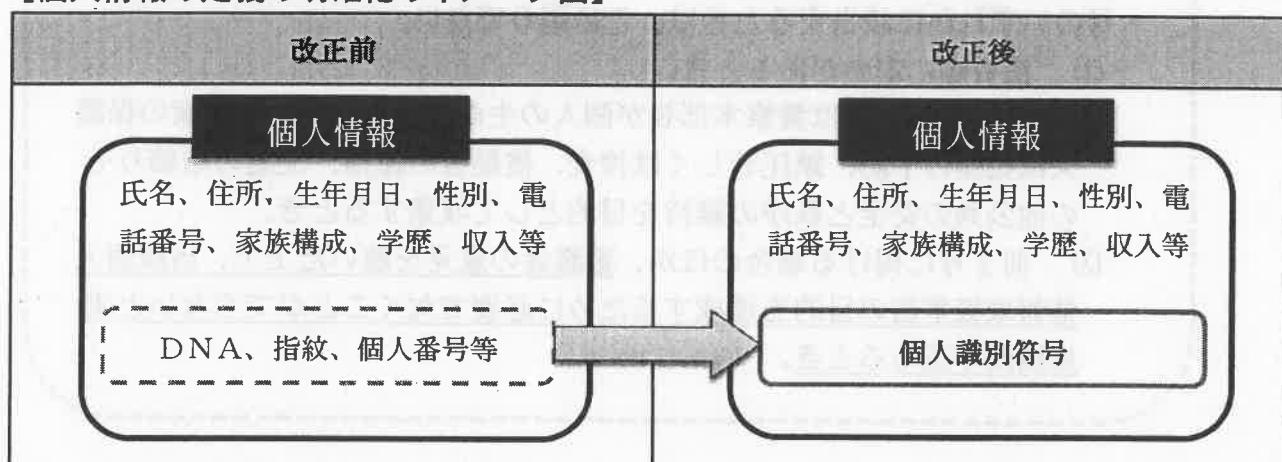
公布の日から施行する。

（個人識別符号）

- ① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
→DNAデータ、顔認識データ、歩容データ、静脈データ、指紋データ等
- ② 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
→旅券番号、基礎年金番号、運転免許証番号、住民票コード、個人番号等

※いずれも政令等で規定するもの

【個人情報の定義の明確化のイメージ図】



2 要配慮個人情報の定義及び収集制限について

(1) 改正の必要性

- ① 行政機関個人情報保護法が一部改正され、犯罪の経歴、病歴等の取扱いに特に配慮を要する個人情報が、要配慮個人情報として定義された。
- ② 条例では、思想、信条、信教、及び犯罪歴等（いわゆる機微情報）の収集を原則禁止しており、この収集を原則禁止とする個人情報の範囲を行政機関個人情報保護法に規定された要配慮個人情報と同様の範囲に拡大することとする。

(2) 改正内容

条例においても、行政機関個人情報保護法で要配慮個人情報とされた情報と同様の情報を要配慮個人情報として定義し、その全ての収集を原則禁止とする。

(3) 施行期日等

当該改正規定が施行された場合、収集が原則禁止となる情報の範囲が拡大することとなる。新たに収集が原則禁止される情報を収集する必要があり、現に収集している事務については、条例第7条第5項第3号による熊本県個人情報保護制度審議会（以下「審議会」という。）の承認が得られておらず、その収集が条例違反となる（同項第1号又は第2号に該当する場合を除く。）。そのため、当該改正規定については、公布の日から起算して6月を超えない範囲において規則で定める日から施行することとし、その間に審議会の意見を聴き、収集できる場合を定めた上で施行することとする。

なお、上記の手続きを進めるため、当該改正規定の施行前においても、要配慮個人情報の収集について審議会の意見を聞くことができるることとする規定を設ける。

(4) 経過措置

当該改正規定の施行前に、現行の機微情報を審議会の意見を聴いた上で収集している事務については、同情報を収集することが当該事務の目的を達成するために必要で欠くことができないことについて既に審議会の承認を得ていると認められるため、要配慮個人情報に関する規定の施行日以降にあらためて審議会の意見を聴かずとも、当該情報を収集することができることとする規定を設ける。

条例第7条第5項（改正後）

実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 公安委員会又は警察本部長が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要で欠くことができないと実施機関が認めるとき。

機微情報と要配慮個人情報の比較

| 【機微情報】 | | 【要配慮個人情報】 |
|---|-------------|--|
| (定義) 思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報(条例第7条第5項) | | (定義) 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報(行政機関個人情報保護法第2条第4項) |
| (該当する情報) 次表のとおり ※出典:熊本県個人情報保護条例解釈運用基準 | | (該当する情報) 次表のとおり ※出典:個人情報の保護に関する法律についてガドラン(通則編) 個人情報保護法の逐条解説[第5版] |
| 思想、信条 人生観、主義・主張、社会観、支持政党名、政治的信条等 | → | 信条 思想、信仰を含む |
| 信教 宗教、宗派、所属する宗教法人名等 | → | |
| 犯罪歴 死刑、懲役、禁固、罰金、拘留、科料及び没収に処される違法行為 | → | 犯罪の経歴 有罪の判決を受けこれが確定した事実 |
| その他社会的差別の原因となるおそれのある情報(※1) 執行猶予、保護観察、仮釈放、仮出獄等に関連するもの 売春防止法第5条の罪を犯した女子に対する補導処分等 同和対策対象者の居住地区 | → → → | 少年の保護事件に関する手続が行われたこと 社会的身分 ○ 非嫡出子であること、被差別部落出身であること等 × 職業的地位、学歴、門地 |
| (※1)過去において不当な社会的差別の原因となった事実があり、今後も同様の原因となるおそれがあるため、その取扱いを誤ると不当な差別を助長するおそれのある個人情報(解釈運用基準) | | 人種(×:国籍、肌の色) 病歴、障害、健康診断の結果、医師による診療等が行われたこと 犯罪により害を被った事実 刑事案件の被疑者・被告人になったこと |
| | | |

3 県出資法人等の措置に関する規定について

(1) 改正の必要性

① 本県では、県出資法人等のうち、取り扱う個人情報の数が5千以下であり、改正前の個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に規定する個人情報取扱事業者に該当せず、個人情報の保護措置を講ずる法的義務のない法人（別紙一覧）は、条例第34条に基づき、県に準じた個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めることとしてきた。

② 個人情報保護法の改正に伴い、個人情報を事業の用に供する全ての事業者が、個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者となり、同法により個人情報保護の措置を講ずることとなった。

(2) 改正内容

条例第34条を削除する。

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

【県出資法人等の個人情報保護措置の比較】※法：個人情報保護法

| | 県出資法人等のうち、取り扱う個人情報が5,000を超える法人 | 県出資法人等のうち、取り扱う個人情報が5,000以下の法人 |
|------|-------------------------------------|---|
| 法改正前 | ○：個人情報取扱事業者 →法に基づく個人情報保護措置（義務規定） | ×：個人情報取扱事業者 →条例第34条に基づく県に準じた個人情報保護措置（努力義務） |
| 法改正後 | ○：個人情報取扱事業者 →法に基づく個人情報保護措置（義務規定） | |

個人情報の保護に努める出資法人等一覧(告示:平成24年6月15日)

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 |
|----------------------|----------------------|
| フィッシャリーナ天草株式会社 | 上天草市松島町合津7500 |
| 天草エアライン株式会社 | 天草市五和町城河原一丁目2080-5 |
| 熊本空港ビルディング株式会社 | 上益城郡益城町大字小谷1802-2 |
| 肥薩おれんじ鉄道株式会社 | 八代市萩原町一丁目1-1 |
| 社会福祉法人熊本県社会福祉事業団 | 熊本市東区長嶺南二丁目3-2 |
| 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団 | 熊本市中央区水前寺六丁目18-1 |
| 公益財団法人くまもと地下水財団 | 熊本市中央区手取本町1-1 熊本市役所内 |
| 財団法人熊本県環境整備事業団 | 熊本市中央区水前寺六丁目18-1 |
| 公益財団法人熊本県雇用環境整備協会 | 熊本市中央区水前寺一丁目4-1 |
| 財団法人荒尾産炭地域振興センター | 荒尾市宮内出目390 |
| 財団法人熊本県起業化支援センター | 上益城郡益城町大字田原2081-10 |
| 株式会社テクノインキュベーションセンター | 上益城郡益城町大字田原2081-10 |
| 社団法人熊本県観光連盟 | 熊本市中央区水前寺六丁目5-19 |
| 熊本県農業会議 | 熊本市中央区水前寺六丁目18-1 |
| 熊本県漁業信用基金協会 | 熊本市西区新港町一丁目4-15 |
| 社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会 | 熊本市東区小山町1846 |
| 社団法人熊本県野菜価格安定資金協会 | 熊本市中央区南千反畠町3-1 |
| 社団法人熊本県林業公社 | 熊本市中央区水前寺六丁目18-1 |
| 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金 | 熊本市中央区水前寺六丁目5-19 |
| 熊本県道路公社 | 熊本市中央区水前寺六丁目5-19 |
| 財団法人白川水源地域対策基金 | 熊本市中央区水前寺六丁目18-1 |

資料 1 - 2

新旧対照表

5
熊本県個人情報保護条例新旧対照表

| 第1章 総則 | 第1章 総則 | 新 |
|--|---|---|
| (定義) | (定義) | 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 |
| (1) 個人情報 個人にに関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができることとができるもの（以下「個人情報」といいます。）をいう。 | (1) 個人情報 個人にに関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の記録をいい）、以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいいます。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができることとができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものと異なるものを含む。） | 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 |
| (2) • (3) (略) | (2) • (3) (略) | (2) • (3) (略) |
| (新設) | (4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようしてその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。 | (4) (略) (5) (略) (6) (略) |

| | |
|---|---|
| <p>(7) 行政文書 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む)。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>アヘウ (略)</p> | <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節 実施機関の義務</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴その他の社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(適正管理)</p> <p>第10条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講じなければならぬ。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(開示義務)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に記録されている個人情報が次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>(8) 行政文書 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む)。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録</p> <p>であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>アヘウ (略)</p> | <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節 実施機関の義務</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(適正管理)</p> <p>第10条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講じなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(開示義務)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に記録されている個人情報が次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| (1) 及び(2) (略) | |
| (3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報とその他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の個人を識別することができます。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。) | 2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができるることとなる記述等を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 |
| アヘウ (略) | アヘウ (略) |
| (4) ~ (8) (略) | (4) ~ (8) (略) |
| 第17条 (部分開示) | 第17条 (部分開示) |
| (1) 及び(2) (略) | 1 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができるところとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 |
| 第34条 県が出資等を行う法人その他県政と特に密接な関連を有する法人のうち実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づく県の施策に留意しつつ、県に準じた個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 | 第34条 削除 |

高齢者、夫婦の離婚率が年々増加する傾向にある。また、夫婦の離婚率は、夫の年齢が高くなるほど高くなる傾向がある。夫の年齢が高くなるほど、夫婦の離婚率が高くなる傾向がある。

夫の年齢が高くなるほど、夫婦の離婚率が高くなる傾向がある。夫の年齢が高くなるほど、夫婦の離婚率が高くなる傾向がある。

| 年齢 | 離婚率 |
|------|-----|
| 20歳代 | 10% |
| 30歳代 | 20% |
| 40歳代 | 30% |
| 50歳代 | 40% |
| 60歳代 | 50% |
| 70歳代 | 60% |
| 80歳代 | 70% |
| 90歳代 | 80% |

夫の年齢が高くなるほど、夫婦の離婚率が高くなる傾向がある。夫の年齢が高くなるほど、夫婦の離婚率が高くなる傾向がある。

夫の年齢が高くなるほど、夫婦の離婚率が高くなる傾向がある。夫の年齢が高くなるほど、夫婦の離婚率が高くなる傾向がある。

夫の年齢が高くなるほど、夫婦の離婚率が高くなる傾向がある。夫の年齢が高くなるほど、夫婦の離婚率が高くなる傾向がある。

夫の年齢が高くなるほど、夫婦の離婚率が高くなる傾向がある。夫の年齢が高くなるほど、夫婦の離婚率が高くなる傾向がある。

資料 1 - 3

【参考】個人情報保護条例の見直し等に関するブロック説明会資料

個人情報保護条例の見直し等について

地域力創造グルーブ
地域情報報政策室



総務省

法改正を受けた個人情報保護条例の見直しに関する基本的な考え方

個人情報保護法等の改正

- 情報通信技術の飛躍的な進展は、ビッグデータの収集・分析を可能とし、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するものと期待。同時に、悪用に対する消費者の懸念や、社会的批判を懸念した事業者による利活用の躊躇が生じているとの指摘。

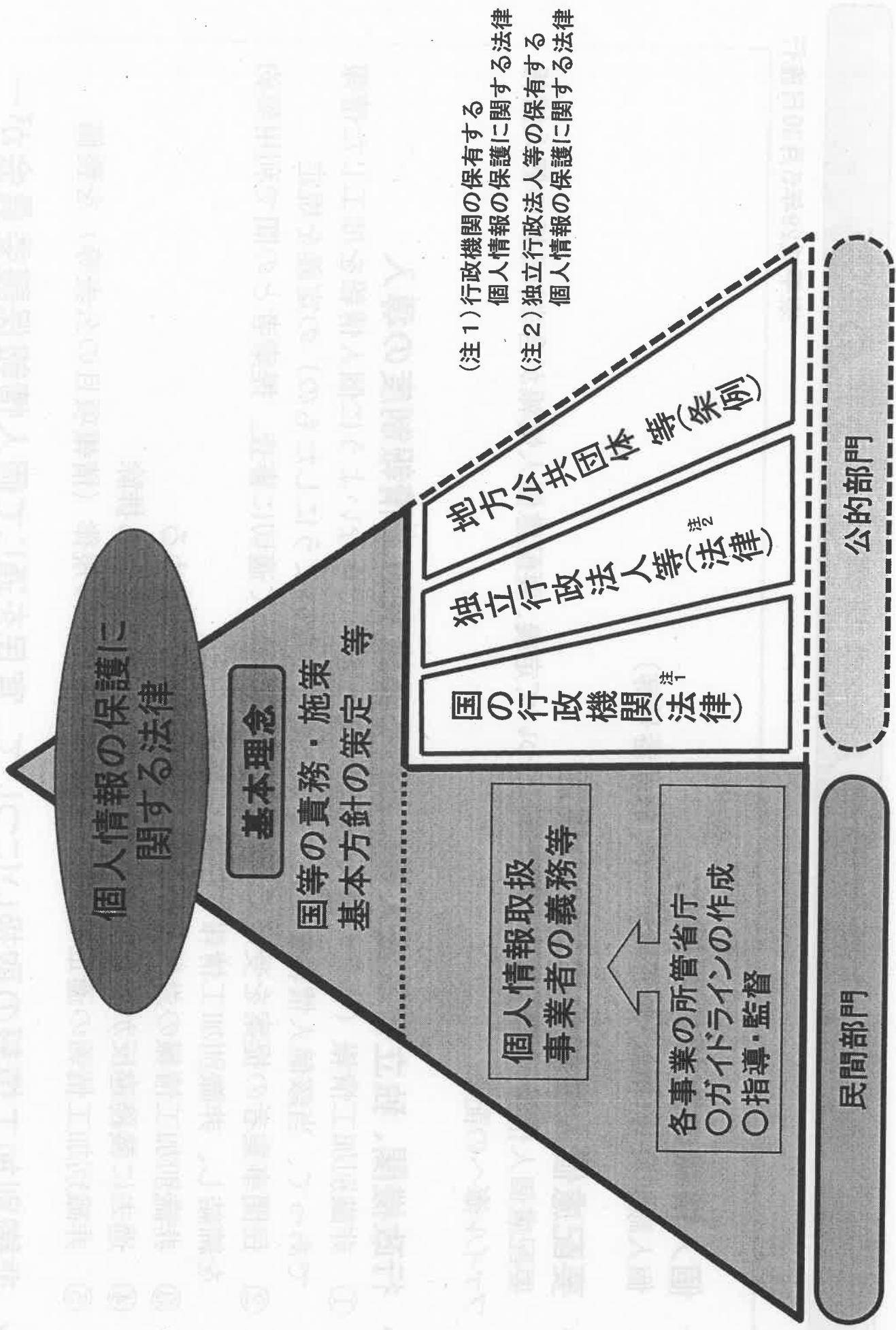
- こうした状況を背景として、個人情報保護法等改正法が平成27年9月に公布（平成29年5月30日施行）。また、行政機関個人情報保護法等改正法が平成28年5月に公布（平成29年5月30日施行）。

個人情報保護法制における地方公共団体の位置付け

- 地方公共団体の責務として、法の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施（個人情報保護法第5条）
- 地方公共団体が保有する個人情報について、適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない（個人情報保護法第11条第1項）

➡ 行政機関個人情報保護法等の改正の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、個人情報保護条例の見直しを検討することが適当

(参考)現行の個人情報保護に関する法体系のイメージ



(参考)行政機関個人情報保護法の改正の概要

※平成29年5月30日施行

- ・個人情報の定義の明確化
個人識別符号（指紋・顔認識データ、旅券番号等）

- ・要配慮個人情報の取扱いの規定
要配慮個人情報（人種、信条、病歴等）について定義、要配慮個人情報が含まれる旨の個人情報ファイル簿への記載

・行政機関、独立行政法人等における非識別加工情報制度の導入

- ① 非識別加工情報（特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報）であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の定義を規定
- ② 民間事業者の提案を受け、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、非識別加工情報を作成・提供
- ③ 非識別加工情報の対象となる個人情報の範囲を定める
- ④ 過去に義務違反があるなど不適格な者は、提案者から排除
- ⑤ 非識別加工情報の適正な取扱いを確保するための規律（情報項目の公表等）を整備

- ・非識別加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管

(参考) 国の行政機関における非識別加工情報の作成・提供の仕組み

民間事業者

- 不適格な者は除外
 - ・過去に禁固以上の刑に処せられ二年を経過しない者
 - ・過去に義務違反があり利用契約を解除され二年を経過しない者
- 提供を受けた場合（※）
 - ・識別行為の禁止
 - ・安全管理措置
 - ・契約内容の遵守
- 実費を勘案した手数料の納付

行政機関等

- 提案しようとする者への情報提供
- 対象となる個人情報
 - ・個人情報ファイル簿が公表されていること（外交上の秘密や犯罪捜査等に係る個人情報は除外）
- 情報公開請求があれば部分開示される
 - ・こと（全部不開示となる個人情報（事務事業遂行への支障のおそれなど）は除外）
- 行政運営に支障を生じないこと
 - ・提案につき審査（利用目的、安全管理体制等）
- 非識別加工情報の作成、公表
 - ・基準に基づく適正加工
 - ・個人情報ファイル簿への記載
- 苦情処理



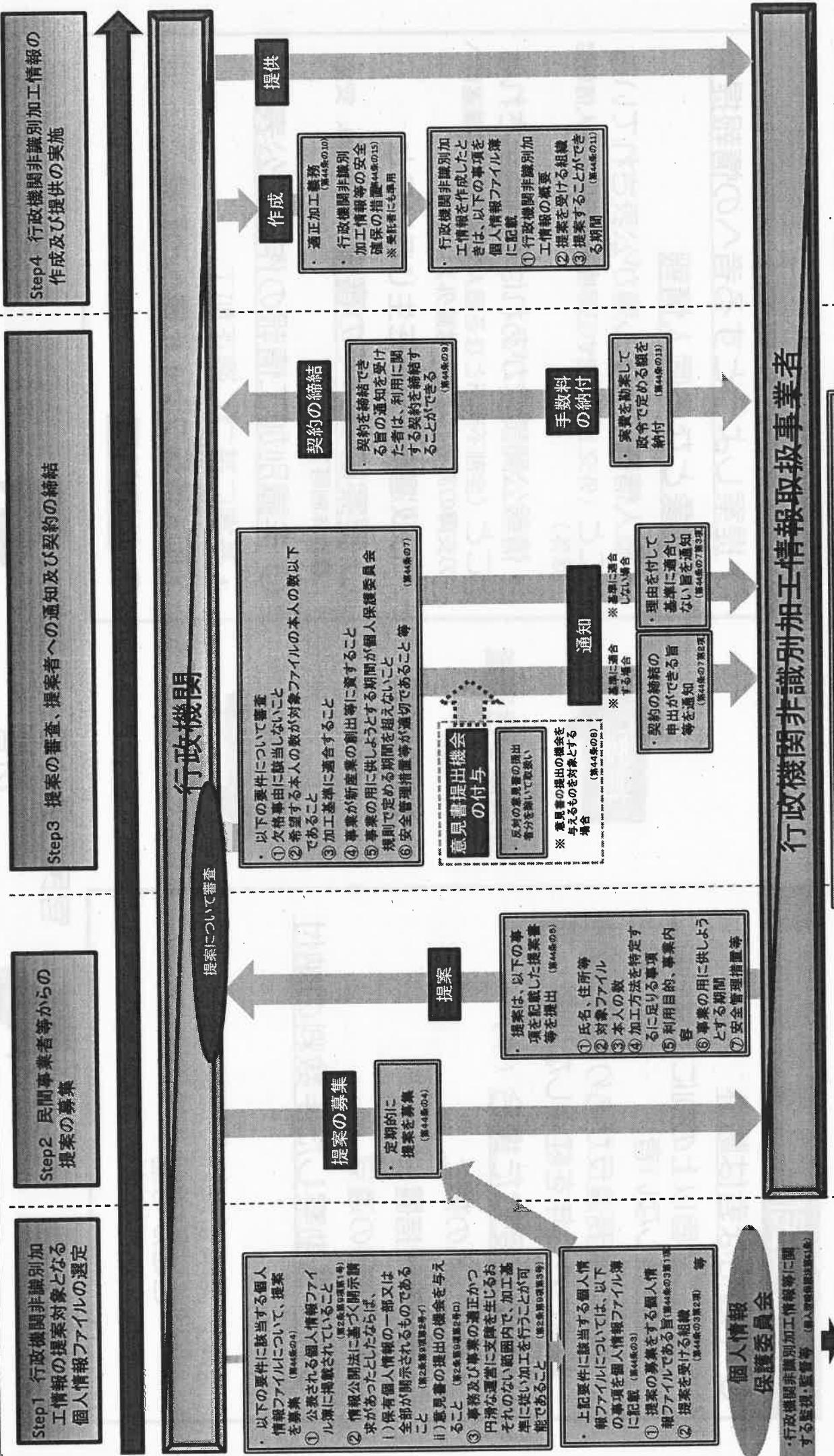
提案につき審査



官民を通じて一元的に
所管

個人情報保護委員会

(参考) 国の行政機関における行政機関非識別加工情報の作成・提供の流れ



(参考)個人情報保護法・行政機関個人情報保護法関係の法令・告示・公表資料等

《個人情報保護法関係》

- 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)【H29.5.30改正施行】
 - ↳ 「個人情報の保護に関する法律施行令」(平成15年政令第507号)【H29.5.30改正施行】
 - ↳ 「個人情報の保護に関する法律施行規則」(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)【H29.5.30施行】
- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」【H28.11.30告示】
 - ↳ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A」【H29.2.16公表】
 - ↳ 「個人情報保護委員会事務局レポート：匿名加工情報「パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」」【H29.2.27公表】

《行政機関個人情報保護法関係》

- 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)【H29.5.30改正施行】
 - ↳ 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」(平成15年政令第548号)【H29.5.30改正施行】
 - ↳ 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則」(平成28年総務省令第19号)【H29.5.30施行】
 - ↳ 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則」(平成29年個人情報保護委員会規則第1号)【H29.5.30施行】
- 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」【H29.3.31告示】
 - (参考)「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」【H16.9.14通知】

(参考)今回の改正を踏まえたこれまでの助言・情報提供

- 「個人情報の保護に関する法律の改正案の閣議決定について(情報提供)」(H27.3.10事務連絡)
- 「個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の公布について(通知)」(H27.9.11事務連絡)
- 「行政機関個人情報保護法改正法案の閣議決定について(情報提供)」(H28.3.8事務連絡)
- 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正について(情報提供)」(H28.5.27事務連絡)
- 「個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正、個人情報の保護に関する法律施行規則の制定等について(情報提供)」(H28.10.5事務連絡)
- 「個人情報の保護に関する基本方針の一部変更について(情報提供)」(H28.10.28事務連絡)
- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」の策定について(情報提供)」(H28.11.30事務連絡)
- 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」の閣議決定について(情報提供)」(H28.12.20事務連絡)
- 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」の一部改正等について(情報提供)」(H29.2.15事務連絡)
- 「個人情報保護委員会事務局レポートの公表について(情報提供)」(H29.2.28事務連絡)
- 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則」の制定等について(情報提供)」(H29.3.31事務連絡)
- 「個人情報保護条例の見直し等について(通知)」(H29.5.19地域力創造審議官通知)

地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会

趣旨

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の改正を踏まえ、地方公共団体ににおいても、個人情報保護条例の見直しにより、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施することが必要であると考えられるため、地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会を開催する。

スケジュール

| | | |
|---------------|--------|-------------------|
| 平成28年9月23日(金) | 第1回検討会 | 開催 |
| 11月28日(月) | 第2回検討会 | 開催 |
| 平成29年1月31日(火) | 第3回検討会 | 開催 |
| 3月7日(火) | 第4回検討会 | 開催 |
| 3月29日(水) | 第5回検討会 | 開催 |
| | | → 平成29年5月19日報告書公表 |

構成員

| | | |
|------|----------------------|---------------------|
| 伊藤昭彦 | 東京都立川市行政管理部文書法政課課長 | (オブザーバー) |
| 宇賀克也 | 東京大学大学院法学研究科教授(座長) | 個人情報保護委員会事務局 |
| 大谷和子 | 株式会社日本総合研究所客員教授 | 行政管理局情報公開・個人情報保護推進室 |
| 岡村久道 | 弁護士、国立情報学研究所客員教授 | 情報流通行政局地方情報化推進室 |
| 佐藤一郎 | 国立情報学研究所アーキテクチャ科学系教授 | 統計局統計調査部調査企画課 |
| 田中延広 | 東京都生活文化局広報広聴部情報公開課長 | |
| 野中正人 | 山梨県富士川町政策秘書課課長 | |

地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書(H29.5.19公表)概要①

1. 背景

・情報通信技術の飛躍的な進展により、パーソナルデータの利活用を適正に進めいくことが、官民を通じた重要な課題になつて いる。

・個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の仕組みの導入等について、平成27年9月に個人情報保護法等改正法が、平成28年5月に行政機関個人情報保護法(行個法)等改正法が公布された。

・平成28年12月に官民データ活用推進基本法が公布・施行された。

2. 基本的な考え方

・個人情報保護法では、地方公共団体の責務として、法の趣旨にのつとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施すること等が規定されている。

・地方公共団体は、法改正の趣旨等を踏まえ、個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報保護条例の見直しに取り組むことが必要である。

3. 個人情報保護条例の見直しの方向性等

(1) 個人情報の定義の明確化

・指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にすることが適当である。

・個人識別符号の定義については、行個法等と同じ定義にすることが適当である。
・行個法と同様に、照合の容易性を要件とはしないことが適当である。

(2) 要配慮個人情報の取扱い

・要配慮個人情報の定義を設け、行個法等の改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当である。

・個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載することが適当である。

地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書（H29.5.19公表）概要②

3. 個人情報保護条例の見直しの方向性等（つづき）

（3）非識別加工情報の仕組みの導入

・非識別加工情報の仕組みを導入することと適当である。また、非識別加工情報の定義、加工の基準等は行個法等と同等の内容であることが望ましい。

・加工等の基準を策定するときに、審議会等に諮問することが適当である。また、審議会等は非識別加工情報の取扱いについての調査等ができることとすることが適当である。

・個人情報ファイル簿をホームページに掲載することが適当である。

・小規模団体に対して、総務省・個人情報保護委員会は積極的に技術的な支援を行うことが必要である。また、専門的知識を有する構成員の確保については、審議会等の共同設置などが解決策になり得る。

（非識別加工の仕組みの円滑な導入）

・都道府県、指定都市などが積極的に非識別加工情報の仕組みを導入し、他の地方公共団体を牽引していくことで、全体として円滑な導入が期待される。

・当面、個人情報取扱事務登録簿等により提案を募集することとし、提案前の事前相談において、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルの内容を説明することや、提案の審査時に非識別加工情報の対象となる個人情報ファイルかどうかの判断を行うことも考えられる。

（今後の課題）

・将来的には、地方公共団体共通の提案受付窓口や地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成を委託等できる仕組みを検討していくことも考えられる。

「個人情報保護条例の見直し等について」(平成29年5月19日 地域力創造審議官通知) の概要

1 個人情報の定義の明確化

- 個人情報の定義について、個人識別符号は、行政機関個人情報保護法(以下「行個法」という。)等と同じ定義にすることが適当。
- 個人情報に他の情報との照合(行個法と同様、照合の容易性を要件とはしない)により特定の個人を識別することができるものを含むことが適当。
- 個人情報に死者に関する情報を含むことは、行個法の個人情報の保護の範囲を超えるものであり、その取扱いについては、行個法の趣旨を踏まえながら、各団体において適切に判断する必要。

2 要配慮個人情報の取扱い

- 要配慮個人情報の定義には、行個法等の改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当。
- 個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載することが適当。

3 非識別加工情報の仕組みの導入(続)

- 個人情報保護審議会等は地方公共団体における非識別加工情報の取扱いについて調査し、又は諮詢に応じ審議し、意見を述べることができることとすることが適当。
- 小規模団体における専門的知識を有する構成員の確保については、広域連合、一部事務組合、機関の共同設置、事務の委託などが解決策になり得る。
- 非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルに掲載することが適当。
- 既に個人情報取扱事務登録簿を作成・公表している場合、非識別加工情報の仕組みのために個人情報ファイル簿を新たに作成・公表する場合には、個人情報ファイル簿のみを作成・公表することも考えられる。
- 一方、個人情報取扱事務登録簿を引き続き作成・公表し、個人情報ファイル簿は非識別加工情報の対象となるものに限定して作成・公表することも考えられる。
- 非識別加工情報の仕組みの円滑な導入のため、当面、個人情報取扱事務登録簿等により提案を募集し、事前相談時に、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルの内容を説明することも考えられる。
- 当面、提案の審査時に非識別加工情報の対象となる個人情報ファイルかどうかの判断を行うことも考えられる。

3 非識別加工情報の仕組みの導入

- 民間部門、国及び地方公共団体で匿名加工情報及び非識別加工情報の定義、加工の基準等は同等の内容であることが適当。
- 地方公共団体が加工及び安全確保措置の基準を策定するときに、個人情報保護審議会等に諮詢し、意見を聞くことが適当。

4 その他

- 罰則 ○オンライン結合 ○地方独立行政法人に係る取扱い
- 一部事務組合及び広域連合 ○情報公開条例の見直し

*「条例改正のイメージ」を参考資料として添付

関連する閣議決定の記載①

「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定／平成28年10月28日変更）
地方公共団体の保有する個人情報の保護については、法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に関する条例の制定又は見直しに取り組む必要がある。

条例の制定又は見直しに当たっては、法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる。

国は、地方公共団体における条例の制定又は見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力をを行うものとする。

「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）

地方公共団体が保有するパーソナルデータが適正かつ効果的に活用され、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな住民生活が実現するよう、地方公共団体における非識別加工情報の提供するための仕組みの円滑な導入を支援するため技術的助言等を行うとともに、地方公共団体が共同して非識別加工情報を生成する仕組み等の検討を行い、本年度中に結論を得る。

関連する閣議決定の記載②

「官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）

II-1-(10) 国の施策と地方の施策との整合性の確保等【基本法第19条関係】
(分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策)

・地域におけるデータ利活用の環境整備

- 地方公共団体が保有するデータについては、個人情報の保護を図りつつ、適正かつ効果的な活用を積極的に推進することが必要。
- このため、地方公共団体が保有する個人情報に関する非識別加工情報の仕組みの円滑な導入を支援するため技術的助言等を行うとともに、平成29年度に非識別加工情報の作成を共同して委託できる仕組み等の検討を行い、結論を得る。
- これにより、個人情報の活用による活力ある経済社会及び豊かな住民生活を実現する。

【参考】官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)

(国)の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保等)
(第十九条 国は、官民データを活用する多様な主体の連携を確保するため、官民データ活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

関連する閣議決定の記載③

「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）

II-5 投資等分野

(2) ② 官民データ活用

5 地方自治体等の保有するデータの活用

（規制改革の内容）

- a 地方自治体における非識別加工情報の加工やその活用について、整合的なルール整備がなされよう、地方自治体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるとともに意見交換の場を早急に設ける。また、**当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討する。**
- b 地方自治体において、非識別加工情報の加工やその取扱いに関する委縮、人的リソースの不足に伴う対応困難といった問題が発生することを回避するため、**地方自治体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置又は創出を促すための取組を行う。**
- c 地方自治体に係る非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。
- d (略)

（実施時期）

- a: 意見交換の実施は平成29年度上期措置、立法措置による解決と並行して検討し、平成29年度結論
- b: 立法措置による解決と並行して検討し、平成29年度結論
- c,d: 平成29年上期措置

(参考)官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)の概要

目的 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用(「官民データ活用」という。)の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、「官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。(1条)

第1章 総則

◆「官民データ」とは、電磁的記録(※1)に記録された情報(※2)であつて、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。(2条)
※1 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。
※2 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。

◆ 基本理念

- ①IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る(3条1項)
- ②自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等を図り、活力ある日本社会の実現に寄与(3条2項)
- ③官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する(3条3項)
- ④官民データ活用の推進に当たつて、
 - ・安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等が害されないようすること(3条4項)
 - ・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での情報通信技術の更なる活用(3条5項)
 - ・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための基盤整備(3条6項)
 - ・多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の基盤整備(3条7項)
 - ・AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用(3条8項)

第2章 官民データ活用推進基本計画等

- ◆ 政府による官民データ活用推進基本計画の策定(8条)
- ◆ 都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定(9条1項)
- ◆ 市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定(努力義務)(9条3項)

第3章 基本的施設等

- ◆ 行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進(10条)
- ◆ 地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し(コンセンシス流通円滑化を含む)(11条)
- ◆ 官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの構築等(12条)
- ◆ 地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正(14条)
- ◆ 情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(サービスプラットフォーム)(15条)
- ◆ 国及び地方公共団体の施策の整合性の確保(19条)
- ◆ その他、マイナンバーカードの利用(13条)、研究開発の推進等(16条)、人材の育成及び確保(17条)、教育及び学習振興、普及啓発等(18条)

第4章 官民データ活用推進戦略会議

- ◆ IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置(20条)
- ◆ 官民データ活用推進戦略会議の組織(議長は内閣総理大臣)(22、23条)
- ◆ 計画の案の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備(議長による重点分野の指定、関係行政機関の長に対する勧告等)(20条～28条)
- ◆ 地方公共団体への協力(27条)

◆ 国、地方公共団体及び事業者の責務(4条～6条)

- ◆ 施行期日は公布日(附則1項)
- ◆ 本法の円滑な施行に資するための、国による地方公共団体に対する協力(附則2項)

附則

資料 2

熊本県個人情報保護条例の運用状況（平成28年度）

平成28年度個人情報保護条例の運用状況

1 実施機関別の登録対象事務の件数

| 実施機関名 | | 件 数 |
|----------------|---------|-------|
| 知 事 | 知事公室 | 18 |
| | 総務部 | 139 |
| | 企画振興部 | 59 |
| | 健康福祉部 | 462 |
| | 環境生活部 | 150 |
| | 商工観光労働部 | 102 |
| | 農林水産部 | 228 |
| | 土木部 | 145 |
| | 出納局 | 4 |
| | 企業局 | 11 |
| | 地域振興局 | 11 |
| 小 計 | | 1,329 |
| 議会 | | 12 |
| 教育委員会 | | 130 |
| 選挙管理委員会 | | 5 |
| 人事委員会 | | 11 |
| 監査委員 | | 4 |
| 公安委員会 | | 5 |
| 警察本部長 | | 116 |
| 労働委員会 | | 5 |
| 収用委員会 | | 2 |
| 熊本県有明海区漁業調整委員会 | | 2 |
| 天草不知火海区漁業調整委員会 | | 2 |
| 内水面漁場管理委員会 | | 2 |
| 病院事業の管理者 | | 4 |
| 公立大学法人熊本県立大学 | | 21 |
| 合 計 | | 1,650 |

(注)登録対象事務とは、条例第6条に規定する「個人情報を取り扱う事務のうち、特定の個人を検索できる状態で個人情報が記録されている文書を使用するもの」をいう。

2 自己情報開示請求に対する決定等の状況

(単位:件)

| 開示請求件数 | 請求に対する 決定等件数 | 請求に対する決定等の内容 | | | | |
|--------------|-----------------|--------------|--------------|----------|----------|----------|
| | | 全部開示 | 部分開示 | 不開示 | 不存在 | 取下げ |
| 108 (104) | 180 (150) | 23 (22) | 147 (115) | 2 (1) | 4 (6) | 4 (6) |

* () 内は平成27年度の状況を示す。

3 自己情報開示請求に対する実施機関別の決定等の状況

(単位:件)

| 実施機関名 | 区分 | 開示請求の件数 | 開示請求に対する決定等 | 開示請求に対する決定等の内容 | | | | |
|----------------|----|---------|-------------|----------------|------|-----|-----|-----|
| | | | | 全部開示 | 部分開示 | 不開示 | 不存在 | 取下げ |
| 知事公室 | 知事 | 0 | 0 | | | | | |
| 総務部 | | 2 | 3 | 1 | 2 | | | |
| 企画振興部 | | 0 | 0 | | | | | |
| 健康福祉部 | | 5 | 5 | 5 | | | | |
| 環境生活部 | | 2 | 2 | | 1 | 1 | | |
| 商工観光労働部 | | 4 | 4 | 2 | | | 2 | |
| 農林水産部 | | 0 | 1 | | 1 | | | |
| 土木部 | | 0 | 0 | | | | | |
| 出納局 | | 0 | 0 | | | | | |
| 企業局 | | 0 | 0 | | | | | |
| 地域振興局 | | 0 | 1 | | 1 | | | |
| 小計 | | 13 | 16 | 8 | 5 | 1 | 2 | 0 |
| 議会 | | 0 | 0 | | | | | |
| 教育委員会 | | 2 | 2 | 2 | | | | |
| 選挙管理委員会 | | 0 | 0 | | | | | |
| 人事委員会 | | 4 | 4 | 4 | | | | |
| 監査委員 | | 0 | 0 | | | | | |
| 公安委員会 | | 2 | 2 | 2 | | | | |
| 警察本部長 | | 84 | 153 | 4 | 142 | 1 | 2 | 4 |
| 労働委員会 | | 0 | 0 | | | | | |
| 收用委員会 | | 0 | 0 | | | | | |
| 熊本県有明海区漁業調整委員会 | | 0 | 0 | | | | | |
| 天草不知火海区漁業調整委員会 | | 0 | 0 | | | | | |
| 内水面漁場管理委員会 | | 0 | 0 | | | | | |
| 病院事業の管理者 | | 3 | 3 | 3 | | | | |
| 公立大学法人熊本県立大学 | | 0 | 0 | | | | | |
| 合計 | | 108 | 180 | 23 | 147 | 2 | 4 | 4 |

※1件の請求に対して、複数の開示決定を行う場合等があるため、請求件数と決定数は、必ずしも一致しない。同じ理由で、請求件数が0件でありながら、決定を行っている場合がある。

4 自己情報開示請求に対する決定についての行政不服審査法による審査請求の状況

(単位:件)

| 審査請求の件数 | | 審査請求に対する決定等の内容 | | | | | |
|-------------------------------|---------------------|----------------|-----|------|-----|-----|-------------------------------|
| 平成27年 度末現在審 理継続中の もの | 平成28年 度中の申立 て | 決 定 | | | | 取下げ | 平成28年 度末現在審 理継続中の もの |
| | | 却 下 | 棄 却 | 一部認容 | 認 容 | | |
| 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

5 口頭による自己情報開示請求に対する開示の件数

知事

| 試験等の名称 | 開示件数 | 開示の対象者数 (受験者数) | 備 考 |
|---------------------------|------|-------------------|-----|
| 職員選考査 | 8 | 180 | |
| 任命権者面接試験 | 0 | 136 | |
| 熊本県製菓衛生師試験 | 0 | 37 | |
| 熊本県ふぐ処理師試験 | 6 | 27 | |
| 熊本県准看護師試験 | 2 | 682 | |
| 熊本県調理師試験 | 13 | 372 | |
| 登録販売者試験 | 13 | 675 | |
| 毒物劇物取扱者試験 | 10 | 428 | |
| 熊本県クリーニング師試験 | 0 | 24 | |
| 狩猟免許試験 | 5 | 362 | |
| 内閣府青年国際交流事業中間選考会 | 0 | 6 | |
| グローバルジュニアドリーム事業高校生リーダー選考会 | 0 | 24 | |
| グローバルジュニアドリーム事業団員選考会 | 0 | 70 | |
| 職業訓練指導員試験 | 1 | 10 | |
| 技能検定試験 | 3 | 1364 | |
| 高等技術専門校訓練生入校選考 | 1 | 59 | |
| 熊本県立技術短期大学校一般入試 | 5 | 62 | |
| 熊本県立技術短期大学校推薦入試 | 10 | 62 | |
| 熊本県職員採用候補者選考試験(技術職員) | 1 | 13 | |
| 主任計量者試験 | 0 | 13 | |
| 農業指導士認定試験 | 0 | 87 | |
| 家畜人工授精に関する講習会の修業試験 | 0 | 36 | |
| 農業大学校入学者選抜試験 | 1 | 88 | |
| 熊本県臨時職員採用試験 | 0 | 276 | |
| 熊本県育休等代替臨時職員採用試験 | 1 | 30 | |
| 熊本県育休等代替臨時職員採用試験(免許資格職) | 0 | 11 | |
| 熊本県保健環境科学研究所臨時職員採用試験 | 0 | 5 | |
| 熊本県非常勤職員採用試験 | 3 | 660 | |
| 計 | 83 | 5,799 | |

議会

| 試験等の名称 | 開示件数 | 開示の対象者数 (受験者数) | 備考 |
|-----------|------|-------------------|----|
| 非常勤職員採用試験 | 0 | 22 | |
| 計 | 0 | 22 | |

教育委員会

| 試験等の名称 | 開示件数 | 開示の対象者数 (受験者数) | 備考 |
|-----------|------|-------------------|----|
| 非常勤職員採用試験 | 0 | 116 | |
| 計 | 0 | 116 | |

人事委員会

| 試験等の名称 | 開示件数 | 開示の対象者数 (受験者数) | 備考 |
|--------------------|------|-------------------|----|
| 職員採用試験(大学卒業程度) | 472 | 1,505 | |
| 職員採用試験(免許資格職) | 34 | 265 | |
| 職員採用試験(高等学校卒業程度) | 55 | 327 | |
| 職員採用試験(身体障がい者選考試験) | 3 | 33 | |
| 職員採用試験(警察官A) | 142 | 897 | |
| 職員採用試験(警察官B) | 105 | 761 | |
| 計 | 811 | 3,788 | |

警察本部長

| 試験等の名称 | 開示件数 | 開示の対象者数 (受験者数) | 備考 |
|--------------------------|-------|-------------------|----|
| 熊本県警察職員選考採用試験 | 0 | 10 | |
| 熊本県警察臨時職員採用試験 | 0 | 7 | |
| 熊本県警察非常勤職員採用試験「カラーガード」以外 | 0 | 38 | |
| 熊本県警察育児休業等代替臨時職員採用試験 | 4 | 168 | |
| 警備員検定 | 4 | 4 | |
| 警備員指導教育責任者講習修了考查 | 49 | 49 | |
| 獣銃及び空気銃取扱いに関する講習会修了考查 | 32 | 111 | |
| 教習指導員資格審査 | 0 | 127 | |
| 技能検定員資格審査 | 0 | 70 | |
| 停止処分者講習 | 10 | 2,075 | |
| 運転免許試験 | 4,673 | 23,325 | |
| 原付免許試験 | 872 | 4,875 | |
| 小型特殊免許試験 | 0 | 1 | |
| 計 | 5,644 | 30,860 | |

病院事業の管理者

| 試験等の名称 | 開示件数 | 開示の対象者数 (受験者数) | 備 考 |
|---------------|------|-------------------|-----|
| 育休等代替臨時職員採用試験 | 0 | 2 | |
| 非常勤職員採用試験 | 0 | 11 | |
| 臨時職員採用試験 | 0 | 3 | |
| 計 | 0 | 16 | |

公立大学法人熊本県立大学

| 試験等の名称 | 開示件数 | 開示の対象者数 (受験者数) | 備 考 |
|---------|------|-------------------|-----|
| 一般入試 | 63 | 1,228 | |
| 自己推薦型入試 | 5 | 192 | |
| 特別選抜 | 1 | 117 | |
| 大学院入試 | 7 | 36 | |
| 職員採用試験 | 8 | 102 | |
| 計 | 84 | 1,675 | |

| | | | |
|-----|-------|--------|--|
| 総 計 | 6,622 | 42,276 | |
|-----|-------|--------|--|

(注)

・本表は、平成28年度中に実施した試験についての開示の実績である。したがって、開示を行った期間が平成29年度にまたがったものも含む。ただし、熊本県立大学一般選抜試験については、開示期間が試験実施期日の属する年度の翌年度の5月1日から6月30日までであるので、平成27年度中に実施した試験についての実績を計上している。

| 種類 | 実施年 | 開示年 | 対象者数 |
|---------|------|------|-------|
| 職員採用試験 | 2017 | 2018 | 102 |
| 大学院入試 | 2017 | 2018 | 36 |
| 自己推薦型入試 | 2017 | 2018 | 192 |
| 一般入試 | 2017 | 2018 | 1,228 |
| 特別選抜 | 2017 | 2018 | 117 |
| 計 | 2017 | 2018 | 1,675 |

6 自己情報訂正請求に対する決定等の状況

0件

7 自己情報訂正請求に対する決定についての行政不服審査法による審査請求の状況

0件

8 自己情報利用停止請求に対する決定等の状況

0件

9 自己情報利用停止請求に対する決定についての行政不服審査法による審査請求の状況

0件

10 個人情報の取扱いについての苦情の申出の件数及びその対応状況

(単位:件)

| 申出件数 | 申出に対する対応状況 | | |
|----------|------------|----------|----------|
| | 対応済み | 検討中 | 未検討 |
| 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |

* () 内は平成27年度の状況を示す。

資料 3

平成29年度 熊本県個人情報保護制度審議会開催計画

第1回 平成29年11月10日（金）

- (1) 熊本県個人情報保護条例の一部改正に関する諮問の審議
- (2) その他報告（平成28年度個人情報保護条例の運用状況等）

第2回 平成30年2～3月頃

- (1) 実施機関からの諮問に関する審議
- (2) その他報告（防犯カメラ等の運用状況等）

（注）上記の他、制度審議会の意見を聴く必要が生じた際には別途開催する可能性あり

